

図1 税務調査で注意すべきポイント

- 売上高** → 入金通帳、領収書控え、請求書控えなどの決済資料、契約書、業務日報などの取引資料
- 原価** → 出金通帳、領収書、請求書などの決済資料、契約書、振込表などの取引資料
- 人件費** → 給与台帳、座席表、履歴書、社会保険関係資料、タイムカードなど、従業員に関する資料

↓
経理資料ではなく原始記録を見られる

「税金の支払いが怖い」「税務署にいられたくない」というのが一般人の常識的な感覚だろう。しかし、税務調査の本質は、その真逆だ。税務署は国家権力を使って有無をいわさず、税金を徴収しようとする。納税者の事情に配慮し、協力を得なければ、税務調査を行うことはできないとされているのだ。法律的にも税務調査は、「強制調査」と一線を画しており、「任意調査」と呼ばれている。

強制調査は犯罪捜査のように、心身を拘束する調査（捜査）を指す。反対に任意調査とは、対象者の自発的な協力に基づき、内容を確認するために行われる調査をいう。強制調査とされるマルサの調査と、一般的な税務調査を混同する傾向があるが、これらは明確に区分される。

うえて実施すれば問題はない、と税務署側が考えているからだ。元国税調査官の立場からいうと、法律上認められた権限だけで税務調査をしても、悪質な不正をもれなく発見することは難しい。法律的にはクロに近い手法でも使わざるを得ないことがある。事実、無予告調査については、実施する前に納税者の許可を取るよう、厳しく指導されている。なお、単に「忙しい」という理由でも、粘り強く主張すれば、税務調査の延期は認められる。

ここで問題なのは、税務署にどこまで協力が必要かという点。もっとも、実際に税金のプロでない一般人が、税務調査の現場でこの点の判断をするのは難しい。最低限、以下の原理原則は押さえるべきである。

も、実際に税金のプロでない一般人が、税務調査の現場でこの点の判断をするのは難しい。最低限、以下の原理原則は押さえるべきである。

難しい任意調査の線引き
協力すべき範囲はどこまで

まず、税務調査は税額を確認するために行われる、ということだ。税金の計算に関すること、すなわちビジネスについては、税務署の質問に回答し、関係資料を提示する必要がある。が、税金の計算に関係ないプライベートな質問に回答したり、私物を提示したりする義務はない。

もう一つは、自分に不利な証拠となる書面（一筆）を提出したり、署名押印したりする必要はない、ということである。「〇〇円申告を誤っていました」といった文言を書くよう指導されることがあるが、税務調査は強制調査でない限り、納税者の意思に反する強制は許されない。

最も望ましい対応は、拒否できない法律上の根拠について、税務署側に根拠条文的の提示を受けながら、詳しい説明を求める方法である。

納税者と税務署のトラブルが生じる最大の原因は、法律上定められた税務調査の権限について、税務署が正確に理解していないせいにある。税務職員は必ずしも、全員が税法に詳しいわけではない。

図2 現場ではいけない3カ条

- 指示された資料以外には用意しない
必要資料は予告の段階で指示がある。指示された以上の資料を出す＝罅穴を掘るリスク
- 余計な言質を取られない
聞かれたことだけに回答する。うっかり発言で言質を取られることが少なくない
- 一筆には署名押印しない
税務署のリスクヘッジのため求められる書類である。法律上、提出する義務はない

だからこそ、納税者に実践してほしいのは、必ず法律の条文を提示させて説明を受けること。税務署が提示する説明資料は、税務署が独自に作成した資料がほとんどである。が、納税者は法律にのみ従えばいい、とされているので、すべからず法律の根拠を求める姿勢が大切だ。

なおこのような姿勢は、税金をいくらか追徴されるかなど、税務調査の結果説明を受ける際も欠かせない。十分な根拠説明もなければ、追徴課税をするケースも見られるので、法律の条文とともに、納得できるまで説明を受けなければならぬ。

税務調査と聞けば、帳簿を隅から隅まで見るような繊細な作業を、イメージするかもしれない。しかし実

は非常に大雑把である。税務調査は限られた時間で多額の税金を追徴する必要があるので、金額の小さいものまで確認する余裕は基本的にない。事実、金額も重要性も大きい、売上高・原価・人件費が争点になるのがほとんどである（図1）。

そのほか、税理士や経理担当者が作成する総勘定元帳などの経理資料は、あまりチェックされない。こうした資料は税知識のある者が作成しているためミスが少なくないから。税務署が重視するのは、経理資料の基礎となる、領収書や請求書などの資料＝原始記録。原始記録は税知識のない者が作成するから間違いが多々、不正発見につながりやすい。

趣味などの話は関係ない
余計な一筆は不必要

逆に税務調査でやってはいけないことはどんなことか。押さえておきたい点が三つある（図2）。

一つ目は、税務署から指示された資料以外の資料を用意しない、ということだ。資料を出しすぎたせいで、不利な証拠をつかまれる事例も見られる。税務調査の予告段階で、必要資料は税務署が指導することになっており、その資料だけをピンポイントで用意すればいい。

もつとも、税務署から資料を追加で用意するよう指示された場合、そ

税務署にどう対応すべきか

※細・中小企業から、世界をまたぐグローバル企業まで。税務対策は今や経営の生命を制する。



不必要なことは言わない、出さない、用意しない

税務調査は怖くない 堂々乗り切る3カ条

元国税調査官・税理士●松嶋 洋

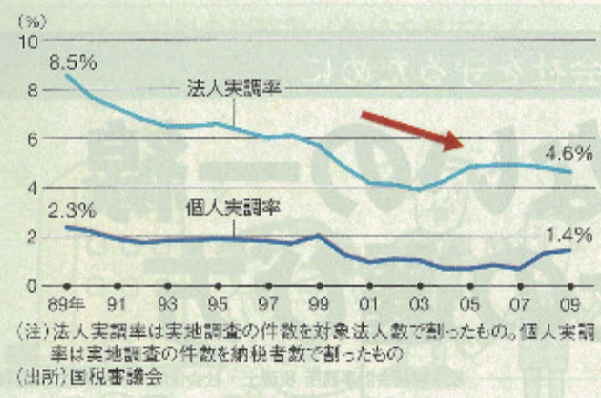


税務調査とは任意調査。納税者が主導権を握るべきだ

ただし税務調査を拒めるかと問われれば、拒否するのは処罰の対象とされているので不可である。税務調査を無制限に拒否できれば、それがなし崩しになってしまうからだ。つまり税務調査とは、断ることはできないが、納税者の都合は最大限尊重される、というもの。延期はもちろん認められるし、不必要な資料や回答を提示する義務はない。税務調査の主導権は、税務署でなく、あくまでも納税者が握っている。

とはいえ、「強制的な税務調査」といふ言葉に表されるように、税務調査を通じてトラブルは枚挙にいとまがない。「何の予告もない突然の税務調査（無予告調査）は問題ないか」「机の中の私物を確認するのは正しいか」といった疑問が多数指摘されている。このような税務調査は、納税者の都合に配慮したものとはいえないため、任意調査の観点から問題がある。にもかかわらず、このような税務調査が頻繁に行われている理由は、納税者の許可をもらった

図1 税務調査率は業務量増加などで大きく低下
—個人・法人実調率の推移—



質量ともに低下の懸念 税務職員の仕事ぶり

署内の人事は停滞、税務調査にも力が入らず

意 外に思うかもしれないが、実は税務職員も税務調査を怖いと考えている。一見、強権的に映る税務職員だが、税務調査を怖がる理由は、それが法律よりも人の問題が大きいからだ。

税務調査の際、税務署の指導を尊重して、終始協力的な納税者もいれば、税務職員に威圧的な態度で妨害

する納税者もいる。建前では、どんな納税者にも毅然と対応するのが税務職員だが、やはり公務員だから、強権的なことはしたくない、面倒なことは避けよう、といった考えを抱くことも多々ある。

職員によって、あるいは対象者によっても、税務調査の進め方や結果は異なるのが実情なのだ。

これに輪をかけているのが税務署の人事だ。税務職員にとって、税務調査の結果が評価に与える影響は大きくない。税務調査で優れた実績を残せば、人事の希望が必ず通る、といったことは基本的にない。税務署も役所である以上、実績よりも署内の人間関係などが優先される。

その結果、困難な税務調査をまともにやり、自己の評価をアップさせるべく、人事権を持つ幹部職員の接待に励む税務職員も多い。事実、税務調査のモチベーションは年々下がっており、問題視されている。

近年では税務職員自体のレベルも落ちたといわれる。背景には高卒の



者に趣味の話をする、喜んで正確な日付から観光の内容まで詳細に語ったので発見できた。結果として、「趣味の旅行代を経費にした」と判断、税金を追徴した。

会話の中で調査官に気を許し、口が滑ることは多々あるが、それこそ調査官の待ち受ける場所。趣味の話に對しては、基本的に税額計算に関係ないので、簡単に回答すれば問題ない。しつこく問われれば、「(税額を確認する) 税務調査に興味は関係あるのですか」とあえて回答を断つても、問題ないと考えられる。自分の発言が狙われていることを自覚し、聞かれたことだけに回答する。このスタンスが重要だ。

そして三つ目は、不利な証拠になる一筆には署名押印しない、ということである。法律上一筆の提出義務はなく、納税者が強く反論すれば、税務署側も強制はできない。あえて不利な証拠を提出してまで、税務署に協力する必要は見当たらない。

増税路線が現実視される今後、公平・公正な税の徴収は何よりも重要だ。納税者においては、ひるまず、迷わず、正面から堂々と、税務調査に臨んでいただきたい。

まつし・よう ● 正国税務調査官、税理士 金藤樹を介して東京国税局に入局、税理士資格取得後に退官。著書に『税務署の裏側』(東洋経済新報社)等。

「税務調査に入られた」—ある社長の回想

具 体的に税務調査とは、いったいどんなものか。調査に入られた現役社長が実体験を振り返る。

数年前の第三者割当増資の件だった。取引先の株式を取得し、その後複数回に分けて売却した結果、損が出たが、これが「税金を少なくするため」と疑われたのだ。あるときは取得価額を、またあるときは純資産価額を基準に価格決定したが、整合性がなくおかしい、と指摘された。

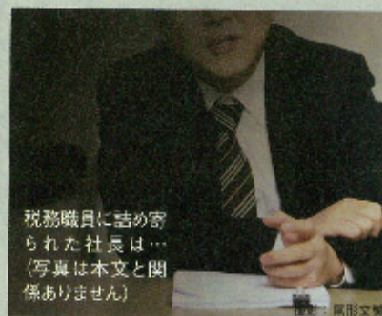
知人の税理士の意見は、「違法性はない」とのことだったので反論したが、税務署側は回答を無視し、修正申告を要求。どうしても納得できないのでその要求には応じず、時間だけ経過する。

そして6月。「もう3カ月も経っている。普通1カ月で済むのに。早めに終わらせたい」と件の税務職員が強調した。建設的な話ができないので、社長はそれまで相談していた税理士と正式に契約を

前年の株式取引について聞きたい。数年前の第三者割当増資の件だった。取引先の株式を取得し、その後複数回に分けて売却した結果、損が出たが、これが「税金を少なくするため」と疑われたのだ。あるときは取得価額を、またあるときは純資産価額を基準に価格決定したが、整合性がなくおかしい、と指摘された。

知人の税理士の意見は、「違法性はない」とのことだったので反論したが、税務署側は回答を無視し、修正申告を要求。どうしても納得できないのでその要求には応じず、時間だけ経過する。

そして6月。「もう3カ月も経っている。普通1カ月で済むのに。早めに終わらせたい」と件の税務職員が強調した。建設的な話ができないので、社長はそれまで相談していた税理士と正式に契約を



税務職員に詰め寄られた社長は…(写真は本文と関係ありません)

結び、本件を全権委任した。

ここで立場が逆転する。税理士は「修正申告は自発的に出すもの。強要するなら根拠を書面で示せ」と説得。税務署の年度末で多忙となる6月末を前に、女性職員は、「今回は決め手がないのでなかったことにしましょう」と折れてきた。社長の申告は認められたが、税務署が本来送るべき是認通知は送られなかった。



税務職員は「マルサ」の厳しいイメージが強いが、現場の士気は高いか

職員を減らし、大卒を増やしてきた人事政策がある。大卒の職員は泥臭い仕事を嫌い、スマートにこなそうとする傾向があるが、足を棒にして証拠を探し、納税者に粘り強く説明するなど、泥臭くやらなければ、深みのある税務調査はできない。

高卒の職員は泥臭い仕事を苦にしないので、税務調査で優れた実績を残すことが多い。にもかかわらず、これと正反対の人事がなされているわけで、全体的に税務職員の質が低下するのやむをえない。

**高卒が支えた調査の現場
法改正で手続きは厳格化**

2013年からは、税務調査の手続きを厳格に定めた、「改正国税通則法」が施行されている。

この改正により、業務マニュアルが変更された結果、税務署内における処理が非常に煩わしくなっている。象徴的なのが「反面調査」の手続きだ。反面調査とは、取引の内容を確認するために、調査対象者の取引先を調査するもの。従来は原則として事前連絡が必要とされていたが、実態はほとんど連絡などしなかった。実施状況にしても、上司に簡易な報告を行えば足りていた。

しかし改正を受けて、反面調査の手続きにも厳重な規制がかけられる。事前の決裁はむろん、実施内容(連絡の有無、実施日時など)について正確な記録を残し、その記録について上司の確認も必要となった。「税務調査がやりにくくてどうしようもない」といった現場の悲鳴も聞こえる。こうなると、税務職員には面倒を嫌う公務員体質があるので、税務調査の内容自体が、今まで以上に緩くなってしまふ懸念がある。

業務量の大増大に伴って、税務調査の実施割合を示す実調率は、年々低下中だ(図1)。環境の激変にに対応できなければ、税務調査は質量ともに劣化しかねない。現場の最前線に構える税務職員は曲がり角に立たされている。